

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案（閣法第七号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、広くかつ高い識見を備えた裁判官及び検察官が求められていることにかんがみ、判事補及び検事が、一定期間、弁護士としての職務を経験することを通じて、裁判官及び検察官としての能力及び資質の向上並びにその職務の充実を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 弁護士職務経験

1 弁護士の職務経験は、判事補及び検事の同意を得て、最高裁判所又は法務省と受入先の弁護士事務所との間の取決めに基づいて行われる。

2 弁護士の職務を経験する者は、判事補又は検事の身分を離れて裁判所事務官又は法務省に属する官職にそれぞれ任命され、その身分を有したまま、弁護士となってその職務を行うものとし、公務には従事しない。

3 弁護士の職務を経験する者は、受入先の弁護士事務所に雇用されて弁護士業務を行い、当該弁護士事

務所から給与を受けるものとし、国からは給与を支給しない。

4 弁護士職務経験の期間は二年を超えることができない。ただし、特に必要があると認めるときは、本人等の同意を得て、開始の日から引き続き三年を超えない範囲内で期間を延長することができる。

5 その他、弁護士職務経験の終了、弁護士の職務を経験する者に関する服務等、国家公務員共済組合法  
・国家公務員退職手当法等の特例について、所要の規定を整備する。

## 二 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。